

2015年度 第14期
水俣学講義

災害ボランティアの心構え
～水俣－阪神・淡路大震災－東日本大震災～

被災地NGO協働センター
村井雅清
(CODE海外災害援助市民センター)
(神戸・水俣病を告発する会)

●「自分の仕事や今までの生き様を水俣病に映してみたら何が見えるか」

●「水俣病は自分にとって何であったのか」など、ご自分にしか語れない水俣病を語っていただければ……。

* 1969年に高校を卒業し、2年後に初めて水俣を訪問した。テレビで胎児性の被害者を見て、「こんな理不尽なことがあっていいのか？と疑問を持ったことがきっかけ。

* とにかく、今、この目で現実を見なければ……、と現地へ。

おわりに
そもそも私の原点的な体験としては、水俣病事件との出会いにある。当時、高校を卒業して二年後に、友人と車で水俣に行き、そこで被害者と出会ったことから私の人生が変わった。なかでも胎児性水俣病の故上、村智子さんと出会ったことが衝撃であり、「どうして」の日本の社会で、「どのような理不尽なことが起るのか?」という思いが原点である。

ソフトバンク新書6月25日発行

「きつと神様の罰があたったんや」
「もう、モノはいらん。ぜいたくはいらん」
「水も、電気も、何もかも、ムダに使うとった」
「消防も、警察も」うへん。いざというときは、
「やっぱり、「近所さんや」
「これからは、自然をいじめんのやめと」
(市民がつくる復興計画より)

患者の苦しみ今も

水俣病公式確認1号、田中さん 無言の訴え

—これまで・これから戦後70年—

奇跡と言われた戦後復興の裏で、日本各地はすさまじい公害に見舞われた。空はスモッグに覆われ、どぶ川には悪臭が漂い、「公害先進国」とまで言われた。今では環境規制が強化され、汚染は大幅に削減された。だが、一度破壊された健康は戻らず、患者の苦しみは続く。大量生産、大量消費、大量廃棄に明け暮れ、人命より経済成長を優先した失敗から我々は何を学ぶべきか。

わたしたちは、敗戦から立ち上がるために、ひたすら生活の豊かさをめざし、さまざまなことがらを後回しにして、階段を上りつづけてきた。まだまだ豊かさを手にしていないとあせり、つぎつぎとモノを求め、他の人よりもよい生活があるはずだと押しつけ、競い合った。そして、あの日、私たちが見たものは、戦後五十年の虚像ではなかったか。ユートピアがまぼろしであっても、あの短い日々に見たことは、これから私たちが求めていくべきものが何かを指し示してくれている。

『市民とNGOの「防災」国際フォーラム実行委員会編』
私たちが「何を求めていくのか」

先言 自分の足で立つほかない

戦後70年の己が足下を見つめ、持続可能な社会のために産業や経済をいかにして新しい座標軸で捉え直すか、縮小する社会をいかに再構築するか、私たち一人一人が智恵を絞り、天変地異をなんとかやり過ごしながら自分の足で立つのみである。

(15・8・29 毎日新聞)

公害健康被害補償法による公害発生地域 (自衛隊は四大公害)

関東圏	死者数 702人 168人
中部圏	死者数 200人 6人
近畿圏	死者数 1231人 385人
中国圏	死者数 2277人 416人

公害健康被害補償法による公害発生地域

その内 四大公害

- * 新潟水俣病
- * イタイイタイ病
- * (四日市) ぜんそく
- * 水俣病

その他大気汚染

千葉市・富士市・名古屋市・東海市・大阪市・豊中市・吹田市・堺市・守口市・東大阪市・八尾市・尼崎市・備前市・倉敷市・玉野市・北九州市・大牟田市等

(15・10・5 毎日新聞)

相馬市であった意見発表会で聞いた小6の男子の言葉にハッとさせられた。「復興への道のりは2、30年はかかることと思います。それは、私たちの人生そのものでもあります」



——水俣病の経験から学ぶべき教訓はなんでしょうか。

「**タチの悪い企業が偶然しかした犯罪ではなく、構造的な問題なんです。ああした犠牲を地域住民に強いることですが、高度成長は実現できなかった。そういう陰の部分にまだメスが十分に入っていない。学者も評論だけ書いていけばいいわけじゃない。福島原発事故も、調査団をつくり徹底的な各角度から分析すべきなんです。そうでないと全体像が後世に記録として残らない。大きな社会問題に対して、学者はそれぞれの分野の専門的責任を果たし、地域にお返ししなくてはなりません。**」

(聞き手・樋口大二)

(朝日新聞夕刊、2015.3.27、「人生の贈りもの」歴史家 色川大言(89))
差別も医学も 水俣を多角的に分析)



(11・5・25 朝日新聞)



(11・6・20 朝日新聞)

震災関連死(災害後の避難時の健康悪化や避難所の劣悪な環境、長期にわたる避難生活から来るストレスによる健康被害などが原因で亡くなった死)

* 福島県—1914名

(復興庁 2015.3 発表)



東北に、とりわけ福島に踏みとどまって生きるということとは、まったく新しい暮らしや生業の私たちを前向きに創造してみせることなしには、不可能なのである。2011年の三陸や福島は、一九九五年の神戸からははるかに隔絶した、いわば次元を異にする時代のなかへと漂流を強いられている。どれだけ時間がかかっても、東北はしたたかにしなやかに、みずからの未来を草の根の力で創造してゆくしかない。その覚悟だけは、いま・ここですぐに固めるしかない。

『赤坂憲雄 震災考 2011.3.3〜2014.2』
藤原書店 2014年2月28日発行

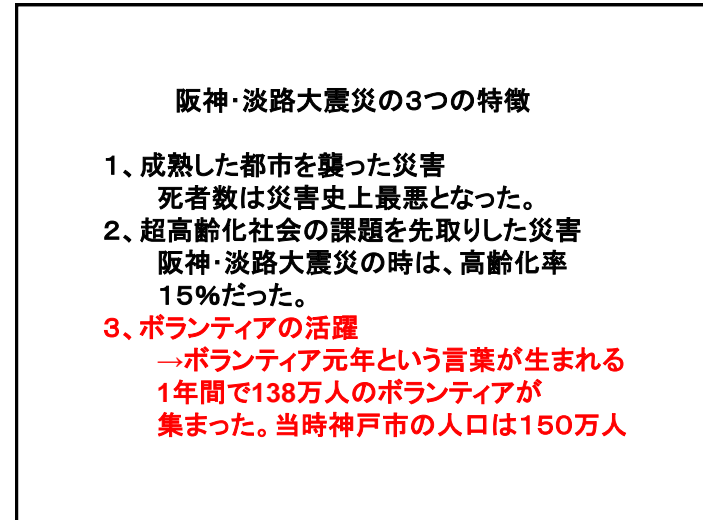
災害ボランティアの心構え
～水俣・阪神・淡路大震災～東日本大震災～

避難者 つながってつながる

(15・6・12 朝日新聞)

◎帰りたくても、帰れない(福島)県外避難者―益々孤立する。

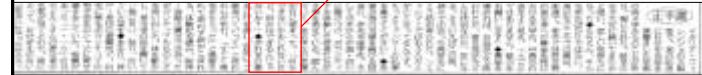
移動の自由・二重の住民表を持つ権利を認める必要がある。―いつか帰ることができるようになれば帰るために……。



ボランティアによる多彩な活動が、被災者にとっても**豊かな人間関係をつくる。**

- ・介護、看護、病院送迎、心のケア
- ・引っ越し手伝い、イベント紹介
- ・何でも相談、お茶会、話し相手（足湯ボランティア）
- ・入浴サービス、家事手伝い、買い物代行、パザー
- ・学習サポート、子どものサポート、託児代行、
- ・DV被災者支援
- ・避難所やテント生活のサポート、洗濯ボラ
- ・炊き出し（鍋釜作戦）
- ・個別のニーズ対応（アトピー食、糖尿病食）
- ・大工ボランティア、避難所から地域再建（魚崎地区）
- ・自然環境保護運動、ペット救済活動
- ・読経ボランティア
- ・災害時最優先配慮者のサポート

「何もできないかもしれないけど、何か役に立つんじゃないか？」



(2008.8.27 神戸新聞)

何もできないかも知れないからこそ、
何でもできるのでは？

弱いからこそ剛より柔

不条理を抱きしめて〜震災と哲学③
「公式のない、非定形の活動としてのボランティアの有効性を考えた。」
(立命館大学教授 津止正敏)

「何かのためにという道理がなくても関わっていくのがボランティア。それをしなくても責められないのに、そうせずにはいられないので手を差し伸べているだけ。」道理を超えた不条理な世界には、道理を排した「非定形」な対応が有効ということがある。

(朝日新聞、2012.3.19)

～不良ボランティアが社会を変える～



不良→型にはまらない→不領(域)



故草地賢一（牧師）は、阪神・淡路大震災から2日後に「阪神大震災地元NGO救援連絡会議」を立ち上げる。



「言われなくてもするが、言われなくてもしない。」

生きることは、分かちあうこと。

私たちの民主主義では、私たちが意識しているかどうかは別として、最後の一人は必ず切り捨てられる。**NGOは、その最後の一人を代表することを任務としています。**私たちの経験では、多数者は強く、議会でも多数派を占め、行政をも牛耳る。ということは、支援は社会から来る、つまり、具体的には、行政からの支援であるので、最後の一人には届かない可能性が高くなります。そこで、**NGOは、踏んづけられても声も上げられない、行政から抜け落ちる支援に力を注ぎます。**多数決原理から考えても多数者の幸福は実現できるので、**NGOは社会的な弱者を代表し、その幸福を図るのです。**

ボランティア活動が自ら発見し開拓した現代ならではの意味とは、制度化の発達によって硬直化した社会の仕組み（特に行政のしくみ）の「隙間」を行動によって埋めたり縫合したりしつつ、人々と社会に「新しい価値観」の共有を呼びかけ、社会の仕組みの解体・再構築をはかるうとするところにある。その意味での「ボランティア元年」だったのだ。**新しい市民社会の構築の哲学が、そこにはある。**

『柳田邦男「想定外」の嵐
大震災と原発』文藝春秋、2011・9・15 第一刷発行

被災直後から、あらゆる立場の人たちがボランティア活動を展開され、その総数は、半年間で125万人にものぼった。初期には、手探りの感もあったが、草地賢一さんや黒田裕子さんから優れた実践行動派のリーダーたちが、「官から頼まれてもやらない。官から頼まれなくてもやる」といったボランティアの思想を削りあげていった。公平、理屈、効率といった「官」の論理にはとられず、そこに必要があれば行動するボランティアの論理は、やがて災害対策だけではなく、官が立ち入ることのできないあらゆる分野で、新しい社会システムを動かす始めるところとなり、95年は「ボランティア元年」といわれるようになった。「特定非営利活動促進法(NPO法)」の制定まで繋がった成熟した市民社会が広がることとなったのである。

（神戸新聞、「わが心の自叙伝 貝原俊民」第3回 復興③
ボランティア元年―市民自律社会へ、より）

災害対策基本法の改正案の閣議決定(新設)
(2013・6)
基本理念
(国及び地方公共団体とボランティアとの連携)
第五条の三

国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害(新設)時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。」

◎この法律の趣旨は、置き去りにされる被災者の支援をしているボランティアと連携するという理解なのか？
多数派の被災者支援をしているボランティアとの連携なのか？

ボランティアとの連携強化
防災計画 28道府県見直し

東日本を教訓に

関東・東北豪雨水害の茨城県常総市の被災地では、常総市水害対応NPO連絡会議(NPO約60団体加盟)が常総市に提案書を提出した!!!

(15・5・11 朝日新聞)

1、被災者間格差を生まない対応

- (1) 半壊認定世帯への財政的支援格差への対応
- (2) 在宅避難者への食事・物資支援などへの対応

2、最低限の健康の確保に対する対応策

- (1) 避難所の環境についての対応
- (2) 提供される食事の栄養価への対応
- (3) 通院・通所・通学等への対応

3、人口流出を避けるための対応策

- (1) 民間賃貸住宅(みなし仮設)の有効活用
- (2) 被災を機に移動困難となった方への対応
- (3) 常総市に暮らすことを誇りに思える官民協働による対応

日本国憲法

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

「私は、このボランティア活動こそ、憲法理念の体現に基
ならないと考えています。～中略～
まず一つ目ですが、**ボランティア活動は国民主権の現**
現と言うべきでしょう。～中略～
二つ目は、**自己決定権の行使**という意味です。～中略～
三つ目に、公権力の干渉や厚遇を受けず、独立してい
るという点です。～中略～ 憲法89条では慈悲、博愛の
事業に公金を支出することを禁じています。これは、ボ
ランティア活動の独立性を考えてみると、たいへんうな
ずける規定です。～中略～
四つ目に、**このようなボランティア活動の広がり**が、**憲法**
前文にいう「国際社会において、名誉ある地位を占めた
い」との希望につながっているということです。」

(『大災害と法』(津久井進著、岩波新書、2012/7/20発行)

「本当に何も残ってないの。家も車も全て。その日に着ていた物
だけ。
あそこには松の木並木があったから、海が見えなかったの。で
もそれも1本を残して全部流れた。
遺体は傷だらけなの。みんな苦しそうで、こうやって万歳してたり、
叫んだ顔だったり、手をぐっと伸ばして助けを求めているよ
うな。みんな恐怖な様子で。男か女っていうのは遺体の上に張
られているからわかるの。だから、女性を探すときは女性しか
見ない。それでも本当に多くて。でも全部見るの。私たちが見
つけてあげないと誰も見つけてあげられないからみんなが探すの。
ここ(避難所)にいる人みんながそれをしてるの。誰かが探さな
いと見つけてあげられないから。」「こんなつらい話をしてごめん
ね。でも誰かに話すことで自分を整理することができる。聞いて
くれてありがとう。ごめんね。」

(5月4日 女性 60代)

避難者と向き合う神戸のボランティア

不安や悩みに耳を傾け環境改善に奔走

足湯で心身ほっこり



(15・10・17 産経新聞茨城版)

被災地足湯歩みつづる

復興や東日本女30周年

震災被災者と足湯ボランティア

弘田美吉、村井清一



(15・8・27 読売新聞)



「つぶやき」の内容分析からは、被災者の根源的な自立論の条件が読み取れることになるだろう。そのような自立の条件を高めるための、足湯ボランティア活動の社会的仕組みづくりを、私たちは模索しなければならぬ。(似田貝香門・東大名誉教授)



被災地の私たちは、自ら語り出す「学び」「つながる」「つくる」「決める」行動を重ね、新しい社会システムを創造していく力を養っていくことから、私たち自身の復興の道を踏みだしていくことを、強く呼びかける。



『私たちは『じゃなく』私は』と語ることで初めて共感が生まれる。シルズは団体として意思表示しているわけではなく、主権者として声を上げている個人の集まりですから」
 (関西学院大学 3年生 大野 至)
 (15・10・27 毎日新聞夕刊)

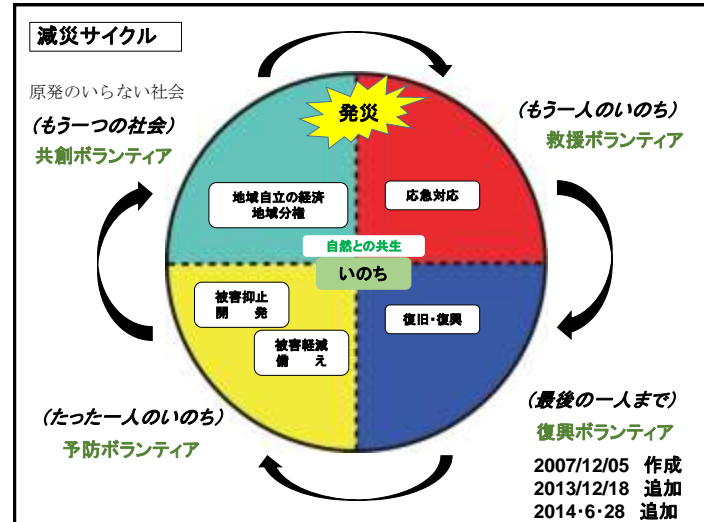
(難民問題について) 抑圧と迫害に悩む少数者。それを目にしてもなお、受け入れることを拒む多数者。その壁を越える方法は、どこかにあるのだろうか。(中略)
 人と人との間を切り離す「壁」を越えなければならぬ。それが、どんなに厳しいことだとしても。閉じ込められた「壁」の内部で成長する憎悪や恐怖によって、この社会が崩れ落ちてしまう前に。
 (朝日新聞、2015・10・29 「論壇時評」)
 高橋源一郎 作家)

補完性の原理

個々の人間が自らの努力と創意によって成し遂げられることを、彼らから奪い取って共同体に委託することが許されないと同様に、より小さく、より下位の諸共同体が実施、遂行できることを、より大きい、より高次の社会に委譲するのは不正である。

社会のあらゆる活動は、その動機と本性のゆえに社会の成員たちに補助を提供せねばならず、彼らを破壊し、吸収するようなことは決してあってはならない。

—1931年ローマ法王ピオ11世の「社会回勅」—



もの見方を変えれば、見えてくるものも違う！
その時々々の初心忘るべからず！



(2011.5.30 朝日新聞夕刊)

阪神・淡路大震災から20年 KOBE 市民とNGOフォーラム 2015 ～10のアクションプラン～

- 一、いのちを大切にしよう
どんなときでもいのちを大切にすることが大前提。自分のいのちだけでなく、まわりのいのちも大切にしよう。
- 一、気軽にボランティアしてみよう
何もできないかもしれないけど、何かできるかもしれないと思って続けたら、何でもできることに気づく。
- 一、できることは自分で、できないことは一緒に
個を尊重し、自分と向き合い、人とつながろう。
- 一、考えてつながろう、自然ともつながろう
一方的なつながりにならず、常に相手を想い、つながろう。人と人とのつながりだけでなく、自然ともつながろう。
- 一、声なき声を聴こう
一人ひとりに寄り添って声を聴こう。すべての人に目配り・気配り・心配りをしよう。

- 一、見えないモノ、見えないコトを考えよう
想像力を働かせて、目の前の人の問題を社会全体に拡げて考えよう。
- 一、時には“アホ”になってみよう
型にとらわれず、そこそこ自由な発想で行動しよう。そして、相手の意見を尊重し、先入観にとらわれないように聞こう。
- 一、まずは一步を踏み出して、小さな実践を重ねよう
頭でっかちに考えるのではなく、一步踏み出して体験してみよう。
自分にとっての身近な実践を積み重ねよう。
- 一、「覚悟」を持って生きよう
一步を踏み出すための勇気を持とう。
- 一、「いま」を大切に生きよう
過去、現在、未来のつながりを想像しよう。